

第2編 道路改良事業

第2章 計画と調査

第8節 横断面の構成

現 行	改 定
<p data-bbox="241 448 875 472">(3) トンネル及び、橋若しくは高架の道路の路肩幅員の運用方針（長野県）</p> <p data-bbox="259 496 1102 616">長野県におけるトンネル及び、橋若しくは高架の道路の路肩幅員の縮小については、道路構造令2-5-2の記載に準じ構造物区間とその他の区間との不連続性を極力排除することから、トンネル及び、100m以上の橋若しくは高架の道路について適用するものとする。</p> <p data-bbox="288 639 389 663">(以下、略。)</p>	<p data-bbox="1142 448 1776 472">(3) トンネル及び、橋若しくは高架の道路の路肩幅員の運用方針（長野県）</p> <p data-bbox="1160 496 2002 663">長野県におけるトンネル及び、橋若しくは高架の道路の路肩幅員の縮小について、<u>自転車道、自転車通行帯又は自転車歩行者道を設けない道路においては、路肩の幅員の縮小は行わないことを基本とし、設ける場合においては、</u>構造物区間とその他の区間との不連続性を極力排除する<u>目的</u>から、トンネル及び、100m以上の橋若しくは高架の道路について適用するものとする。</p> <p data-bbox="1189 687 1290 711">(以下、略。)</p>